

二種・三種会員規定

- 第1条(目的) この規定は一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワーク(以下協会という。)定款第6条に定める二種および三種会員について、必要な事項を定める。
- 第2条(定義) 二種会員は、協会の趣旨に賛同したスポーツクラブのオーナー・代表者等である者で理事会での承認を受けた個人とし、二種会員が運営するスポーツクラブで活動する個人および団体を三種会員とする。
- 第3条(権限) 二種および三種会員の定める権限については協会の定款に定めるものとする。
- 第4条(コンプライアンス) 二種および三種会員は、法令、規定を守るだけでなく、様々なルールや社会規範も遵守することを誓い、コンプライアンスの問題が生じないように努める。万一問題が生じた場合は契約の解除およびそれにより生じた損害の賠償の任を負う。
- 第5条(登録者の変更) 二種および三種会員は、登録者および団体の合併・組織変更が発生した場合には協会に申し出なければならない。
前項による登録者および団体の合併・組織変更の場合、その権利義務を継承する新たな個人および団体は前個人および団体の会員としての資格・権利義務を継承するものとする。この場合には、理事会での承認が必要になり、そのための必要な資料の提出を求めることがある。
- 第6条(機密保持) 二種および三種会員が業務を遂行するにあたり、必要とする情報や資料等は機密として扱い、協会の承諾なくして他にこれを開示してはならない。
- 第7条(登録条件) 会員規定ならびに福利厚生規定を充分に理解し、二種会員への登録については理事会においての承認を得た個人とし、三種会員への登録は任意とする。
反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人)との関わりがない個人および組織とする。
- 第8条(解除) 二種および三種会員が協会との金銭的問題に問わず、信頼関係を損なう事由が生じたと判断した場合は、協会からの催告なしに登録を解除することができる。
- 第9条(知的所有権) 業務遂行にあたり協会が作成する各書類、映像、資料等の一切の製作物等に対する著作権その他の知的所有権は協会に所属する。
- 第10条(誠実処理) 前条までに定めぬ事情が生じた場合、一種会員および一種会員の法人と協会間で協議し、誠実に処理するものとする。
- 第11条(裁判管轄) 万一紛争が生じた場合、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄とする。
- 附 則
この規定は、平成26年2月1日から実施する。

【個人情報保護方針】

一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワーク(以下「協会」という)は、一種・二種・三種会員(以下「会員」という)の個人情報の重要性を深く認識し、個人情報を通正に取り扱い、保護するために細心の注意を払っています。

1. 個人情報の利用目的

協会は会員およびクラブの個人情報(登録、加入用紙)を、以下の目的に利用いたします。

- (1) 事業実施に関する会員との業務の履行のため
- (2) 電話、FAX、電子メール、郵便等による情報提供、各種ご案内、代金の口座引き落とし等、継続的なお取引における管理およびこれに伴う各種ご案内の送付、連絡のため
- (3) 事業内容変更、事故等の緊急を要する連絡のため
- (4) 保険会社(保険代理店を含む)への保険金請求等、各種手続きに関わる協会の事務処理のため
- (5) 各種お取引解約後の事後管理のため

2. 個人情報の安全管理

協会は、会員およびクラブからお預かりした個人情報は、適切かつ慎重に管理し、漏洩、改ざん、紛失等がないよう適正な管理に努めます。

3. 個人情報の第三者への提供

協会は以下のとおり、会員およびクラブの個人情報を第三者に提供することがあります。会員からの同意をいただいた場合および法令に基づき司法機関、行政機関から法的義務を伴う要請を受けた場合を除き、個人情報を第三者に開示、提供することはありません。

- (1) 協会と契約をしている法人または個人への情報共有のため
- (2) 金融関連会社への口座引き落とし手続きのため
- (3) 保険会社および保険代理店への保険金請求、保険加入手続きのため
- (4) 協会と関係がある法人への業務簡略化を図るため

